

ライターによる
事故を防ぐために

- ライトターの使用後は、火が完全に消えていることを確認しましょう。

ライター内部に異物が入り、残り火が生じることがあります。残り火がないかよく確認しましょう。

- 自動車内などの高温、直射日光の当たる場所にライターを放置すると爆発・火災のおそれがあります。

自動車内のダッシュボードの上やガスコンロ、ストーブの近くなどには、ライターを置かないようにしましょう。

- ライトターを子どもの手の届くところに置かないようにしましょう。

周囲の大人が責任をもって保管しましょう。また、子どもが大きくなり、理解できる年齢になったら、火遊びの危険性をしっかり伝えましょう。

- PSCマークのあるライターを使用し、マークのない古い使い捨てライターは適切に処分しましょう。

PSCマークのない使い捨てライター等はCR機能がついていない場合や、破裂やガス漏れの原因となる容器の経年劣化が生じている可能性があります。必ずガスを抜いてから、居住する地方公共団体等のルールに従って適切に処分しましょう。



図6：PSCマーク



本内容の詳細は、独立行政法人
国民生活センター公式サイトに
掲載しています。

<http://www.kokusen.go.jp/>

くらしの危険

最新号やバックナンバーは
こちらからご覧いただけます。

公式サイト「くらしの危険」コーナー

<http://www.kokusen.go.jp/kiken/index.html>



●「くらしの危険」は、全国の消費生活センター、医療機関等から収集した情報をもとに、被害や事故の未然防止・拡大防止のために作られています。●特定の商品・サービス等を推奨するものではありません。●商品やサービス、設備によって起きた事故の情報を最寄りの消費生活センターにお寄せください。●無断転載はお断りいたします。



独立行政法人
国民生活センター

〒252-0229 神奈川県相模原市中央区弥栄3-1-1 TEL：042-758-3165 ● 2017年 9月発行

イラスト：川崎 敬郎

くらしの危険

Number

339

ライター

使用後の残り火や保管場所に注意

ライターは手軽で便利な着火道具ですが、使用方法を間違えたり、注意を怠ったりすると、住宅や自動車の火災など、重度のやけどや死亡に至る事故の原因にもなります。

消費者庁の事故情報データベース※1には、毎年、使用後の残り火による事故、子どもの火遊びによる事故、自動車内での事故などが報告されています。

身を守るためにも、ライター使用上の注意を守って正しく使い、保管場所にも気を付けなければなりません。



※1: 消費者庁が独立行政法人国民生活センターと連携し、関係機関より「事故情報」、「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・提供システム(平成22年4月運用開始)です。

事故情報データベースにみる ライターによる事故※2

● 毎年継続して起きています

年度別にみると減少傾向はみられますが
毎年継続して事故が発生しています。

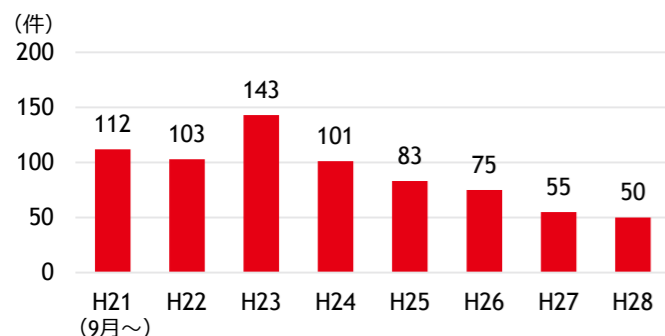


図1：事故件数の推移（年度別）（n=722）

● 使用後の残り火による事故が最多

約3割（209件）が「使用後の残り火による事故」となっています。

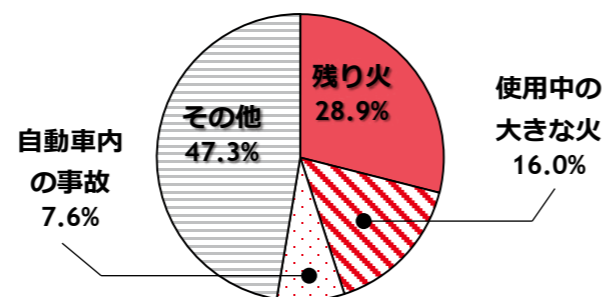


図2：事故の種類別件数（n=722）

※2：平成21年9月から平成28年度末まで事故情報データベースに寄せられた、ライターに関する事故情報の登録分722件を対象としています。事実関係及び因果関係を確認されていない事例も含まれます。件数及び図2の分類は、本件のために消費者庁が特別に精査したものです。

残り火による事故

● 残り火とは…

使い捨てライターの使用後、着火レバーから指を離しても火が消えない状態のことです。砂や繊維などの異物がライター内部に詰まって起こるとの報告※3があります。

※3：消費者安全調査委員会「事故に関する情報提供（ライターの残り火）」（平成29年4月24日公表）



図3：使い捨てライターに異物が混入し、発生した残り火のイメージ

衣服に燃え移った

使い捨てライターを使用後、衣服のポケットに入れていたところ、衣服が燃えてやけどを負い、病院で死亡した。

（事故発生：2015年6月）

残り火に気付かず…

ガステーブルに、タバコの箱とその上に使ったライターを置いたら5分もしないうちに発火。近くに置いていたナイロンバッグで消火しようとしたところ、バッグにも火が移り、溶けたナイロンが右手の中指と人差し指に付いてⅡ度のやけどになった。

（事故発生：2015年5月）



東京消防庁にみる子どもの火遊びによる火災※4

壁の紙製の飾りに着火！

子どもがリビングの机の上に置いてあったCR機能※5付きの使い捨てライターを自室に持ち込み、火遊びをしていたところ、壁の紙製の飾りに着火し、火災となり、手に軽いやけどを負った。

（事故発生：2015年11月 8歳男児）

※4：13歳以下が遊びを目的として出火させた火災を「火遊びによる火災」としています。

※5：51ヶ月（4歳3ヶ月）未満の幼児によるライターの点火操作を困難とする機能。

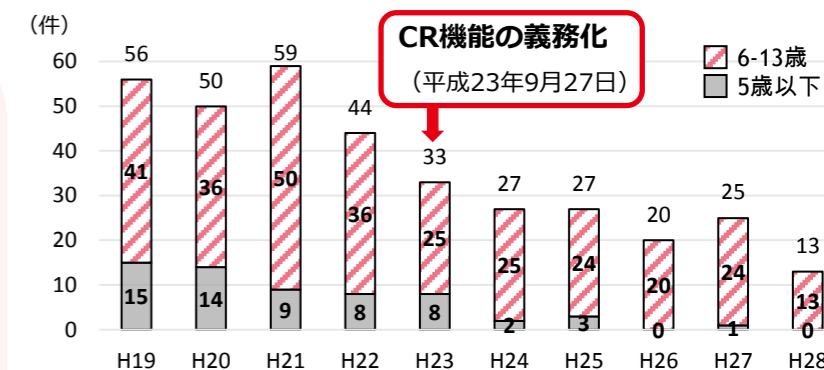


図4：ライターでの子どもの火遊びによる年齢別火災件数の推移（年齢不詳を除く。東京消防庁「火災の実態」より）

「CR（チャイルドレジスタンス）機能」※5が義務付けられてから5歳以下の子どもによる火災件数は減少しましたが、6歳以上13歳以下の子どもによる火災は継続的に起きています。

車内などに放置したことによる事故



長時間放置によって爆発

ライターを自動車内に置いていたら爆発した。午前9時ごろから午後1時くらいの間ライターを車の中に放置していた。

（事故発生：2014年5月）

車内のダッシュボードの表面は非常に高温になります！※6

使い捨てライターには可燃性の高圧ガスが充てんされており、温度が高い所に放置すると破裂する危険性があります。



図5：車内に放置した場合の温度測定

※6：実施方法：天候は晴れ、気温約20°C。自動車のドアや窓を閉め切り、エンジンを止め、使い捨てライターを運転席前のダッシュボード（黒色）上の直射日光のあたる場所に放置し、3時間後の車内温度とダッシュボードの温度を計測（5月上旬実施）。